

# 人材開発支援助成金の概要

「人への投資促進コース」

「事業展開等リスクリング支援コース」



佐賀労働局職業安定部職業対策課

## 人への投資促進コースの創設

人への投資を強化するため、国民の皆さまから募集したアイデアを  
基に、令和4年度から令和6年度の間期間限定助成として「**人への  
投資促進コース**」を創設

## 事業展開等リスクリング支援コースの創設

令和4年12月から令和8年度までの時限措置として

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴う人材育成
- ② 業務の効率化、脱炭素化などを目的に、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する「**事業展開等リスクリング支援コース**」の制度を創設

# 対象者・対象訓練

訓練コース・メニュー		対象者	対象訓練
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	正規 非正規	高度デジタル訓練 (ITスキル標準(ITSS)レベル3、4以上)
	成長分野等人材訓練		海外を含む大学院での訓練
	情報技術分野 認定実習併用職業訓練	正規	OJTとOFF-JTを組み合わせて行う訓練 (IT分野関連の訓練)
	定額制訓練	正規 非正規	「定額制訓練」 (サブスクリプション型の研修サービス)
	自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	労働者が自発的に申し出て行う訓練の費用を 事業主がその全部または一部を負担
	長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度の導入 (30日以上連続休暇取得)
	所定労働時間の短縮と所定外労働時間の 免除制度の導入		
事業展開等リスキリング支援コース		正規 非正規	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識 や技能を習得させるための訓練

# 助成率・賃金助成額

訓練コース・メニュー		経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
		中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	75%	60%	960円	480円	—	
	成長分野等人材訓練	75%		国内大学院の場合 960円		—	
	情報技術分野 認定実習併用職業訓練	60%	45%	760円	380円	20万円	11万円
	定額制訓練	60%	45%	—		—	
	自発的職業能力開発訓練	45%		—		—	
	長期教育訓練休暇等制度	制度導入経費 20万円		1日当たり 6000円		—	
事業展開等リスクリング支援コース		75%	60%	960円	480円	—	

# 一事業所当たりの限度額

訓練コース・メニュー	1事業所1年度当たりの限度額
人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	2500万円 ※自発的職業能力開発訓練300万円
成長分野等人材訓練	1000万円
事業展開等リスキリング支援コース	1億円

※ 経費助成と賃金助成の合計額の1年度当たりの限度額

※ 1年度とは、支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日まで

※ 自発的職業能力開発訓練は、人への投資促進コース全体で2500万円に達していない場合であっても、300万円が限度

# 受講生一人当たりの経費助成の限度額

訓練コース・メニュー	実訓練時間数 ～99H	実訓練時間数 100～199H	実訓練時間数 200H～	大学 (単年度)	大学院 (単年度)
高度デジタル人材訓練	30(20) 万円	40(25) 万円	50(30) 万円	150(100) 万円	—
成長分野等人材訓練	—	—	—	—	国内150万円 <海外500万円>
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15(10) 万円	30(20) 万円	50(30) 万円	—	—
自発的職業能力 開発訓練	7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 <海外200万円>
事業展開等リスクリ ング 支援コース	30(20) 万円	40(25) 万円	50(30) 万円	—	—

※ 大学・大学院での訓練は、一年度当たりの限度額。それ以外の民間の教育訓練機関等により実施される訓練については、一の年間職業能力開発計画当たりの限度額

※ 「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定はない

※ ( )内は大企業の限度額

# 受講生一人当たりの限度日数・時間、支給回数

訓練コース・メニュー	限度日数／時間	支給回数の制限
高度デジタル人材訓練	原則1200時間 大学院、大学、専門実践教育訓練は 1600時間	1人1年※3回まで
成長分野等人材訓練		
情報技術分野 認定実習併用職業訓練	1200時間	1人1年※1回まで
定額制訓練	—	—
自発的職業能力開発訓練	—	1人1年※3回まで
長期教育訓練休暇等制度	最大150日	・制度導入助成(1事業主1回まで) ・賃金助成(1人150日まで)
事業展開等リスキリング 支援コース	1200時間 専門実践教育訓練は1600時間	—

※ 「1年」とは、「訓練実施計画届」の「年間職業能力開発計画期間」のことではありません。

# 人への投資促進コース・高度デジタル人材訓練

DX化を推進する高度人材を育成するための高率助成制度

## ○ 訓練の要件

- ・ITSS(ITスキル標準)レベル4または3となる訓練 または
- ・情報科学・情報工学及びそれに関連する分野の大学に入学して行う訓練

## ○ 事業主の要件

- ・主たる事業が「情報通信業」 または
- ・産業競争力強化法の「事業適応計画」の認定または独立行政法人情報処理推進機構の「DX認定」を受けているか、DX推進指標を用いた自己診断による「事業内職業能力開発計画」を作成している事業主

# 人への投資促進コース・成長分野等人材訓練

海外を含む大学院での訓練

## ○ 訓練の要件(国内の大学院の場合)

- ・大学院の正規課程、科目等履修制度、履修証明プログラム
- ・修士・博士課程を問わず対象
- ・国内の大学院の場合、分野は問わない

# 人への投資促進コース・ 情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者に対するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

## ○ 訓練の要件

- ・情報処理・通信技術者の職種に関する業務に必要となる訓練
- ・IT関係の資格(ITSSLレベル2以上)取得している者または実務経験が5年以上である指導者により実施されるOJT
- ・厚生労働大臣の認定を受けた訓練

## ○ 労働者の要件

- ・訓練開始日において15歳以上45歳未満の労働者

# 人への投資促進コース・定額制訓練

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする  
定額受け放題研修サービス(サブスクリプション)

## ○ 訓練の要件

・定額制サービス<sup>※</sup>による訓練

※ 1訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練が受けられるeラーニング及び同時双方向型の通信訓練で実施されるサービス

※ 基本料金のほか、訓練に直接要するオプション経費も助成対象

・業務上義務付けられ、労働時間に実施される訓練<sup>※</sup>

※ 定額制訓練については、賃金助成はありません

・受講時間数の合計が、支給申請時において10時間以上<sup>※</sup>

※ 職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための訓練に限る

※ 実際の動画視聴等の時間数ではなく、標準学習時間の時間数でカウント

# 人への投資促進コース・自発的職業能力開発訓練

労働者の自発的な職業能力開発を支援する事業主に助成

## ○ 訓練の要件

- ・自発的職業能力開発経費負担制度を利用し、被保険者が自発的に実施する訓練

## ○ 自発的職業能力開発経費負担制度の要件

- ・事業主の経費負担割合が2分の1以上であること
- ・一般労働者等を対象としたもの
- ・経費助成は、事業主が通貨により直接支払われるもの
- ・制度を規定した就業規則または労働協約を、労働者に周知し、労働基準監督署に届け出ていること

## ○ 労働者の要件

- ・自発的職業能力開発を行う者であること

# 人への投資促進コース・長期教育訓練休暇等制度

長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成

## ○ 長期教育訓練休暇制度

教育訓練を受けるために必要な無給・有給の長期にわたる休暇（年次有給休暇を除く）を被保険者に与え、職業能力開発及び向上を促進する制度

※ 自発的職業能力開発訓練との併給が可能

## ○ 教育訓練短時間勤務等制度

教育訓練を受けるために必要な所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除のいずれも就業規則において措置し、職業能力開発及び向上を促進する制度

# 事業展開等リスクリング支援コース①

新規事業の立ち上げなどの**事業展開**に伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練

## ○ 訓練の要件

- ・ **事業展開**（訓練開始日前6か月以内に実施～訓練開始日後3年以内に実施予定のもの）にあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能を習得させるための訓練 または
- ・ 業務の効率化、脱炭素化などを目的に、企業内の**デジタル・DX化**や**グリーン・カーボンニュートラル化**を進めるうえで必要となる専門的な知識及び技能を習得させるための訓練

## 事業展開等リスクリング支援コース②

### ○ 「**事業展開**」とは

- 新たな製品を製造または新たな商品もしくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること
- 事業や業種を転換すること
- 既存事業の中で製品または商品もしくはサービスの製造方法または提供方法を変更すること

- 例
- ・新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始
  - ・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業
  - ・繊維業を営んでいた事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始
  - ・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始

# 事業展開等リスクリング支援コース③

## ○ 「デジタル・DX化」とは

- ビジネス環境の激しい変化に対応し、デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ること
- 顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位を確立すること

- 例
- ・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内をペーパーレス化
  - ・アプリを開発し、顧客が待ち時間をみえるように改善
  - ・顔認証やQRコードなどによるチェックインサービスを導入し手続きを簡素化

## 事業展開等リスクリング支援コース④

### ○ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは

- 徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること

例 ・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入  
・風力発電機や太陽光パネルを導入

## 助成金申請の流れ①

STEP1

・事業内計画の作成等

STEP2

・計画提出

STEP3

・訓練実施

STEP4

・支給申請

## 助成金申請の流れ②



### STEP1 事業内計画の作成等

- 自社の人材育成の基本的な方針などを記載した「**事業内職業能力開発計画**」を作成し、段階的・体系的な訓練計画を労働者に周知する
- 社内で職業能力開発の取組みを推進するキーパーソンである「**職業能力開発推進者**」を選ぶ

## 助成金申請の流れ③



### STEP2 計画届の申請

- **訓練実施計画届・年間職業能力開発計画※**を作成し、原則として**訓練開始日から起算して1か月前までに必要書類を添えて都道府県労働局に提出**

※ 「人への投資促進コース」と「事業展開等リスキリング支援コース」では様式が異なるため注意が必要

## 助成金申請の流れ④



### STEP3 訓練実施(制度の適用)

○ 年間職業能力開発計画に基づき、訓練を実施※

※ 計画を変更して訓練を実施する場合は、あらかじめ「訓練実施計画変更届」を提出

# 助成金申請の流れ⑤



## STEP4 支給申請

○ 訓練計画に記載される**訓練終了日※の翌日**から起算して**2か月以内**に支給申請書と、必要な書類を労働局に提出

※ 「**定額制訓練**」の場合、「訓練の実施期間」内に、各支給対象労働者の受講時間数が**10時間以上**であることなどの支給要件を満たし、申請書類を提出できる場合は、「訓練の実施期間」中の支給申請が可能

# ご静聴ありがとうございました

- 本日お話した内容の詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。

人材開発支援助成金

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudu/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudu/koyou/kyufukin/d01-1.html)



- 申請に関するお問い合わせは佐賀労働局まで

佐賀労働局職業対策課

連絡先: 0952-32-7173